入札（立木）案内書

【 令和５年度 ６回 】

公売公告書のとおり立木の資格付一般競争入札を施行しますので、添付の入札条件も併せ参照のうえ入札に御参加下さい。

◆ 入札及び開札の日時　令和5年11月30日(木)　午前10時00分締切、即時開札

◆ 入札及び開札の場所　宮城北部森林管理署１階「会議室」

東北森林管理局　宮城北部森林管理署

郵便番号:989-6166
所在地:宮城県大崎市古川東町5-32
電話番号:050-3160-5930
ＦＡＸ番号:0229-23-8624

入　札（立木）案　内　書　目　次

☞ 公　　売　　公　　告 ---------- 1～2 ページ

☞ 特約条項及び特記事項（共通） ---------- 3～4 ページ

☞ 入　　札　　条　　件 ---------- 5～6 ページ

☞ 公　売　物　件　一　覧　表 ---------- 7 ページ

☞ 現　地　案　内　日　程　表 ---------- 8 ページ

☞ 暴力団排除に関する誓約事項 ---------- 9 ページ

☞ 森 林 作 業 道 特 記 仕 様 書 ---------- 10～17 ページ

☞ 入　　札　　書 ---------- 18 ページ

管轄森林事務所				
中新田	☞	物件番号 第1号	２１８林班ぬ小班	物件明細書・物件所在位置図 ---------- 1-1 ～ 1-4 ページ
中新田	☞	物件番号 第2号	２２３林班へ1小班外1	物件明細書・物件所在位置図 ---------- 2-1 ～ 2-7 ページ
気仙沼	☞	物件番号 第3号	３２７林班り２小班	物件明細書・物件所在位置図 ---------- 3-1 ～ 3-6 ページ

公　　売　　公　　告

1．入札及び開札の日時　　令和5年11月30日（木）

2．入札及び開札の場所　　宮城北部森林管理署1階「会議室」　（大崎市古川東町5－32　℡:050－3160－5930）

3．現　地　案　内　　現地案内日程表（8ﾍﾟｰｼﾞ）のとおり

4　売　払　物　件　　(1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
(2) 各公売物件明細書の特記事項欄に表記する林齢は、森林管理署内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しないこともありますので、御承知おき下さい。
(3) 引渡期限は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5　郵　便　入　札　　(1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、その内封筒には入札書を、その外封筒には資格付一般競争参加資格確認通知書、あるいは一般競争参加有資格証明書の写しを同封し、書留郵便又は配達証明郵便でお送り下さい。
(2) 送付先は以下のとおりです。
「〒989－6166　宮城県大崎市古川東町5－32　宮城北部森林管理署長宛」 入札書在中（朱書きで記載）
(3) 郵便入札は、令和5年11月29日17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。

6　契約の締結期限　　令和5年12月7日（木）までとします。

7　代金の納入期限　　契約締結の日から起算して20日以内とします。

8　代　金　の　延　納　　法令の定めるところにより、認めます。
ただし、分収造林契約等に基づく分収木の、分収権者に納付する分収代金については現納のみとし、延納は認めません。
(1) 延納期間は、法令等の定める範囲内とします。
(2) 延納利息は、法令の定めにより、年利1．00％とします。
(3) 延納担保の提供期限は、契約締結の日のから起算して20日以内とします。

9　特　約　条　件　(1)　各公売物件共通の特約条件は、「特約条項及び特記事項（共通）（3-4ﾍﾟｰｼﾞ）」のとおりです。

(2)　各公売物件ごとの特約条件は、別紙「公売物件明細書」の特約条項及び特記事項欄に記載のとおりです。

10　適格請求書（インボイス）の交付　インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※　分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10％）とは一致しない場合があります。

※　当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件　2.00%
2号物件　2.00%
3号物件　2.00%

11　入　札　条　件　等　この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟読の上入札願います。

12　そ　の　他　(1) この入札について詳しく知りたい方は、宮城北部森林管理署　総務グループ　総括事務管理官までお問い合わせ下さい。

（問い合わせ電話番号:050－3160－5930）

令和5年11月14日
分任契約担当官　宮城北部森林管理署長

特約条項及び特記事項(共通)

1. 入林届に関する事項
買受物件の伐採作業に着手する時は、事前に入林届を管轄森林事務所に提出して下さい。

2. 境界の保全に関する事項
伐採搬出作業に際しては官民地の境界及び境界杭に十分注意を払い、境界杭また民地の立木等を損傷・損壊等することのないようにして下さい。

3. 伐採区域に関する事項
伐採作業の着手前に必ず買受物件の区域を十分に確認し、誤伐等が生じないように注意して下さい。伐採区域が不明瞭であった場合は、速やかに伐採作業を中止し、森林官等とともに伐採区域を確認し、伐採区域を明確にした後に伐採作業を再開して下さい。

4. 河川等の汚濁防止に関する事項
沢及び沢縁を集材する場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えることのないよう必要な防止措置を講じて下さい。

5. 森林作業道等の作設に関する事項
森林作業道作設にあたっては、「森林作業道特記仕様書(10-17ﾍﾟｰｼﾞ)」に基づき作設して下さい。森林作業道又は土場敷等の作設に伴って生じた切り取り土石等は、崩落及び流出することのないよう必要な処置を講じて下さい。
また、搬出支障木が発生する際は、管轄森林事務所に連絡し、収穫調査、売払い手続きを行い、保安林等の法令制限のある場合は、各法令に基づく手続きを確実に行い、各関係機関長の許認可等を得た後に作業を実施して下さい。

6. 林道等の使用に関する事項
道路構造物の保護のため、林道等の道路上でのトラクタ等による集材作業は行わないで下さい。また、林道等を損壊した場合は買受者の責により、現況復旧をして作業を終えて下さい。

7. 残材等に関する事項
伐採木の残材や末木枝条等を沢縁等に放置しないで下さい。また、土場敷や道路沿線等にも散乱放置することのないよう、搬出期間内に整理して下さい。

8. 搬出済届に関する事項
伐採搬出作業が完了した時は遅滞なく、搬出済届を管轄森林事務所に提出して下さい。

9. 埋蔵文化財に関する事項
事業の実行に当たって文化財の保護に十分注意し、現場作業者等に文化財の重要性を十分認識させ、事業中に埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を宮城北部森林管理署長へ連絡し、宮城北部森林管理署長の指示に従って下さい。

10. 労働安全の確保に関する事項
林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報(売買契約者名・事業着手前に提出された入林届)を労働基準監督署へ情報提供します。
また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

11. 物件の放棄に関する事項

公売物件の販売対象木は、全て伐倒し搬出してください。やむを得ず物件を放棄する場合は、当該森林官と現地確認し、必ず協議を行ってください。

入　　札　　条　　件

1 競争入札の資格

最寄りの森林管理局長から、一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2 資格認定

(1)入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。

(2)入札参加者が代理人の時は、委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

3 売払い物件の熟覧等

別紙の売払い物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程を遵守して入札して下さい。

4 暴力団排除に関する誓約事項

(1)入札者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項(9ﾍﾟｰｼﾞ)」について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2)暴力団排除に関する誓約の各事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

5 入札の方法

(1)入札は売払番号毎に総額入札で行います。

(2)入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し入札締切時刻前に入札箱に入れて下さい。

(3)いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は、取消しをすることができません。

(4)開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6 落札の決定

(1)開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。

ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

(2)落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

また、どのような理由があっても落札を無効にすることはできません。

7 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8 契約保証金

免除します。

ただし、買受人が契約を履行せず契約を解除した場合は契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は一般競争参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

9 無効な入札

(1)競争参加不適格者が入札したもの。

(2)入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。

(3)汚染、損傷又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。

(4)自筆署名(本人が署名したもの)又は記名(本人が署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの)いずれもないもの。

(5)単価で入札したもの。

(6)代理人が入札する場合で、委任状の提出のないもの及び入札書に代理人署名又は記名いずれかないもの。

(7)入札金額を訂正した入札。

(8)郵便入札の場合にあって、入札書が定めた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

(9)同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。

(10)その他入札条件に違反した入札書。(入札公告や入札説明書に記載された条件。)

10 契約の成立

契約は、契約書を作成し契約担当官が契約の相手方と共に記名押印したときに成立します。

11 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えてありますから閲覧下さい。

12 入札書用紙

入札書用紙は、別添様式(様式第13号)を使用してください。

13　入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行って下さい。

14　入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記したとしても、或いはこのことに気付き開札以前に訂正又は取消の申し出があったとしても、当該入札書は前項によって入札したものと見なし、訂正や取消等は認めません。

15　落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は切り捨てとします。

16　契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

【 令和5年度 6回 】

宮城北部森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積(ha)	林齢(年生)	樹 種	本数(本)	材 積 (m3)					延 納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合 計		
1	宮城県加美町 寒風沢岳国有林 218林班ぬ小班	分収造林	皆伐	5.81	66	スギ外	4,555	832.16	315.30	144.44	717.84	2,009.74	官収分のみ認めます。	36ヶ月
2	宮城県加美町 漆沢岳山国有林 223林班へ1小班外1	分収造林	皆伐	19.73	63、75	スギ外	13,461	5,537.42	24.73	171.04	1,796.34	7,529.53	官収分のみ認めます。	36ヶ月
3	宮城県気仙沼市 大峠山国有林 327林班り2小班	分収造林	皆伐	5.86	64	スギ外	4,914	1,376.60		1,191.80	37.88	2,606.28	官収分のみ認めます。	36ヶ月
	合計			31.40			22,930	7,746.18	340.03	1,507.28	2,552.06	12,145.55		

入札番号の括弧書きは再出品物件である

現　地　案　内　日　程　表

本物件の現地案内を、以下の日程により実施致します。

本物件の現地案内希望の方は2営業日前までに署にご連絡お願いします。

物件番号	物件所在地	案内日時	集合場所	案内者
【第1号】	宮城県加美町 寒風沢岳国有林 218林班ぬ小班	令和5年11月20日（月） 13時30分	宮城県加美郡加美町字漆沢岳山地内 竹ノ子林道向かい緊急連絡用待避場広場	中新田森林事務所 首席森林官　保坂　享 ℡　0229－63－3361
【第2号】	宮城県加美町 漆沢岳山国有林 223林班へ1小班外1	令和5年11月20日（月） 13時30分	宮城県加美郡加美町字漆沢岳山地内 竹ノ子林道向かい緊急連絡用待避場広場	中新田森林事務所 首席森林官　保坂　享 ℡　0229－63－3361
【第3号】	宮城県気仙沼市 大峠山国有林 327林班り2小班		案内希望者は、11月22日（水）までに 案内者連絡先までご連絡お願いします。	気仙沼森林事務所 地域統括森林官　齊藤　晃 ℡　0226－22－6663

【別紙】

暴 力 団 排 除 に 関 す る 誓 約 条 項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載の者。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適正な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店、若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者・理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であるとき。

(2) 役員等が、自己・自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているいるとき。

2. 契約の相手方として不適正な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。

(5) その他、前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第１　森林作業道

１　路網計画

①　実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。

②　計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

③　作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

④　森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

２　森林作業道作設の基本的工法

①　路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。

②　地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。

③　のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。

④　支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3　森林作業道の施工規格

（1）幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

①　幅員は３ｍまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。

②　最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。

③　縦断勾配は概ね18％（10°）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25％（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

（2）切土

①　切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。

②　なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合ののり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分（59°）、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は３分（73°､岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

（3）盛土

①　盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30㎝程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

②　のり面勾配は、１割（45°）程度を基本とする。

③　作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお､伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

④　盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

（4）切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

4　施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5　望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

第２　集材路・土場

1　伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認

①　集材路・土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路・土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路・土場をかん入する。

②　計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。

③　作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。

④　集材路・土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2　伐採の方法及び区域の設定

①　林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否等について、森林官等と調整する。

②　伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。

③　林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させない。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

3　集材路・土場の計画及び施工

（1）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

①　図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。

② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。

④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。

⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。

⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。

⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が渓流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。

⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。

⑨ 伐採現場の土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。

⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。

（２）人家、道路、取水口周辺等での配慮

① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。

② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

（３）生物多様性と景観への配慮

① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。

② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

（４）切土・盛土

① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。

② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。

③ 残土が発生した場合には、残土が渓流に流出しないよう渓流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

（５）路面の保護と排水の処理

① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。

② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

（６）渓流横断箇所の処理

① 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。

② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

４　伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。

② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。

③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。

④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

⑤　枝条等が雨水により渓流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。

⑥　天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。

5　事業実施後の整理

（1）枝条・残材の整理

①　枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。

②　枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に渓流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

（2）集材路・土場の整理

①　集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。

②　伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。

③　全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を森林官等に報告し、確認を受ける。

6　その他

①　集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。

②　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。

別紙

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

（単位：m/ha）

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地（0～15°）	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地（15～30°）	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地（30～35°）	車両系	15～20	0～ 5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地（35°～）	架線系	5～15	―	5～15	―	5～15

※路網・作業システム検討委員会資料より

（参考）

保　残　木　標　準　断　面　図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう**必要最小限の伐開幅**とする

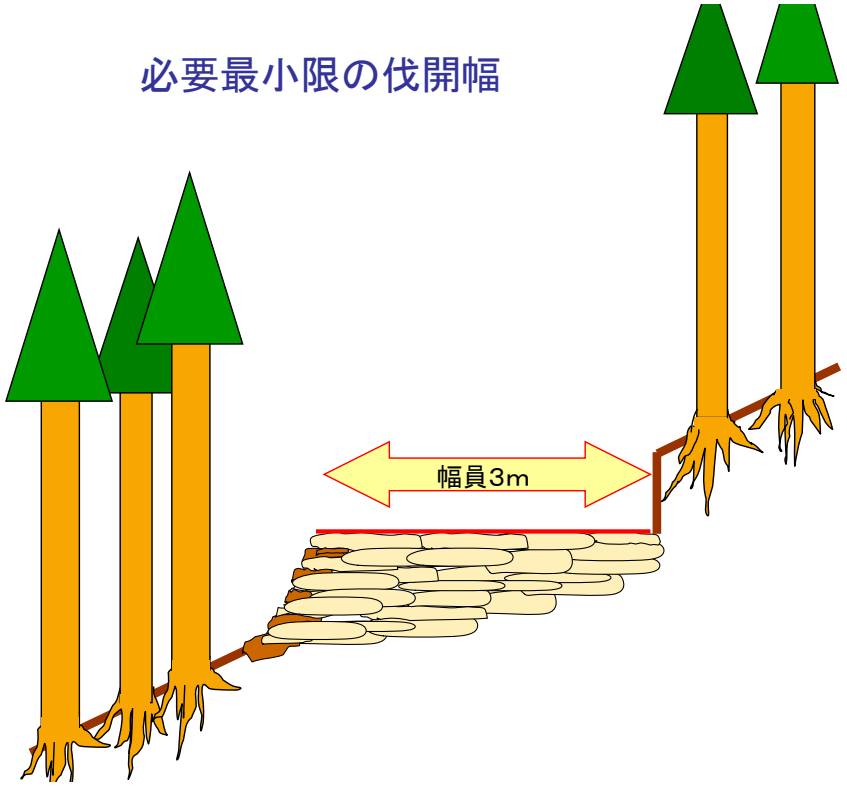

○　幅員は３ｍまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5ｍ程度の余裕幅を付加することができる。

様式第13号

入　札　書

入札番号	第　　号

入札金額

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
金										円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札条件を承諾のうえ、入札します。

入札執行月日　　令和　　年　　月　　日

分任契約担当官　　**宮城北部森林管理署長　殿**

所在地 商号又は名称 代表者氏名	

代理人住所 商号又は名称 代理人氏名	

様式第13号

入　札　書

入札番号	第　　号

入札金額

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
金										円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札条件を承諾のうえ、入札します。

入札執行月日　　令和　　年　　月　　日

分任契約担当官　　宮城北部森林管理署長　殿

所在地 商号又は名称 代表者氏名	

代理人住所 商号又は名称 代理人氏名	

公 売 物 件 明 細 書(立 木)

物件番号	1号
物件所在地	加美郡中新田町寒風沢岳国有林 218林班ぬ小班
調査方法	標準地調査法
伐採方法	皆伐
面積(ha)	5.81
林齢(年)	66
搬出期間(ヶ月)	36
契約関係	分収造林
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	−
砂防指定	−
埋蔵文化財	−
森林施業上の理由	−
車両制限	−
民有地借受	−

特約条項及び特記事項

1. 本物件は加美町長との契約(分収割合 官:20% 民:80%)による分収造林地であり、官収分代金については国の発行する納入告知書により納入し、民収分代金については分収権者の金融機関の口座に直接振り込みして下さい。
なお、民収分代金についての延納は認めないので、契約締結の日から起算して20日以内に納付して下さい。

2. 本物件は皆伐林分であり、伐採区域内の立木については、原則伐採して下さい。伐採区域外縁木はペンキ等で、売払対象木はチョークで標示しており、伐採区域内縁木の根際部には山極印を押印しています。各標示を確認し、売払対象外となる立木については、伐採搬出作業等に際して損傷することのないよう注意して下さい。

3. 本物件の区域は保安林の指定であり、伐採協議完了後に作業を行ってください。また、本物件の区域以外の保安林協議が必要な林小班で作業を行う場合は、「作業仕組計画書」を当職あてに提出のうえ、必要な協議が完了した後に作業を行って下さい。
その他法令による制限がある場合は、各法令に基づく手続きを終えた後、作業を行って下さい。

4. 昨今多発している集中豪雨やそれに伴う土砂災害等に配慮した作業を行ってください。

樹種径級別本数及び総材積、平均径級 (主要樹種の本数及び材積は別紙参照)

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm上	計 本数(本)	計 材積(m3)	平均 径級(cm)	平均 樹高(m)
スギ	生立木	一般材		167	358	263	215	24		1,027	832.16	32	18
スギ(外)	生立木	低質材		309	48		24	24		405	141.68	22	12
カラマツ	生立木	一般材		70	209	210				489	315.30	28	19
カラマツNA	生立木	低質材		12						12	2.76	20	14
ブナ	生立木	一般材			12					12	3.00	22	15
オニグルミ	生立木	一般材			192	191	96			479	354.82	34	17
サワグルミ	生立木	一般材			24	48	48			120	103.92	38	18
ニレ	生立木	一般材			24	24				48	24.24	28	18
ケヤキ	生立木	一般材			24					24	6.00	22	15
ホオノキ	生立木	一般材			36					36	12.36	24	15
トチノキ	生立木	一般材				24				24	12.72	34	14
その他広葉樹	生立木	一般材			192	12				204	81.96	26	16
その他広葉樹(外)	生立木	低質材	762	757	156					1,675	118.83	12	8
針葉樹計				558	615	473	239	48		1,933	1,291.90		
広葉樹計			762	757	660	299	144			2,622	717.85		
計			762	1,315	1,275	772	383	48		4,555	2,009.75		

（別紙）

物件番号	1号
国有林名	寒風沢岳 国有林
林小班	218林班ぬ小班

主要樹種径級別本数及び材積

樹種	スギ一般材		カラマツ一般材										合計	
平均（径級／樹高）	32	18	28	19										
本数／材積	（本）	（m3）	（本）	（m3）									（本）	（m3）
10cm以下														
12cm														
14cm			12	1.44									12	1.44
16cm	48	6.00	23	3.45									71	9.45
18cm	24	4.56	12	2.28									36	6.84
20cm	95	23.53	23	4.60									118	28.13
22cm	24	5.52	69	22.31									93	27.83
24cm	143	50.52	35	15.05									178	65.57
26cm	48	18.72	23	10.81									71	29.53
28cm	95	48.18	23	14.26									118	62.44
30cm	48	24.00	59	37.26									107	61.26
32cm	95	65.80	23	19.55									118	85.35
34cm	24	22.80	94	80.52									118	103.32
36cm	72	69.60	35	35.00									107	104.60
38cm	48	55.20	35	40.25									83	95.45
40cm	24	27.36	23	28.52									47	55.88
42cm	24	29.04											24	29.04
44cm	72	95.76											72	95.76
46cm														
48cm	24	43.92											24	43.92
50cm	95	176.85											95	176.85
52cm														
54cm														
56cm														
58cm	24	64.80											24	64.80
60cm以上														
計	1,027	832.16	489	315.30									1,516	1,147.46

令和5年度　第6回
立木資格付一般競争入札物件所在位置図

（縮尺　1/20,000）

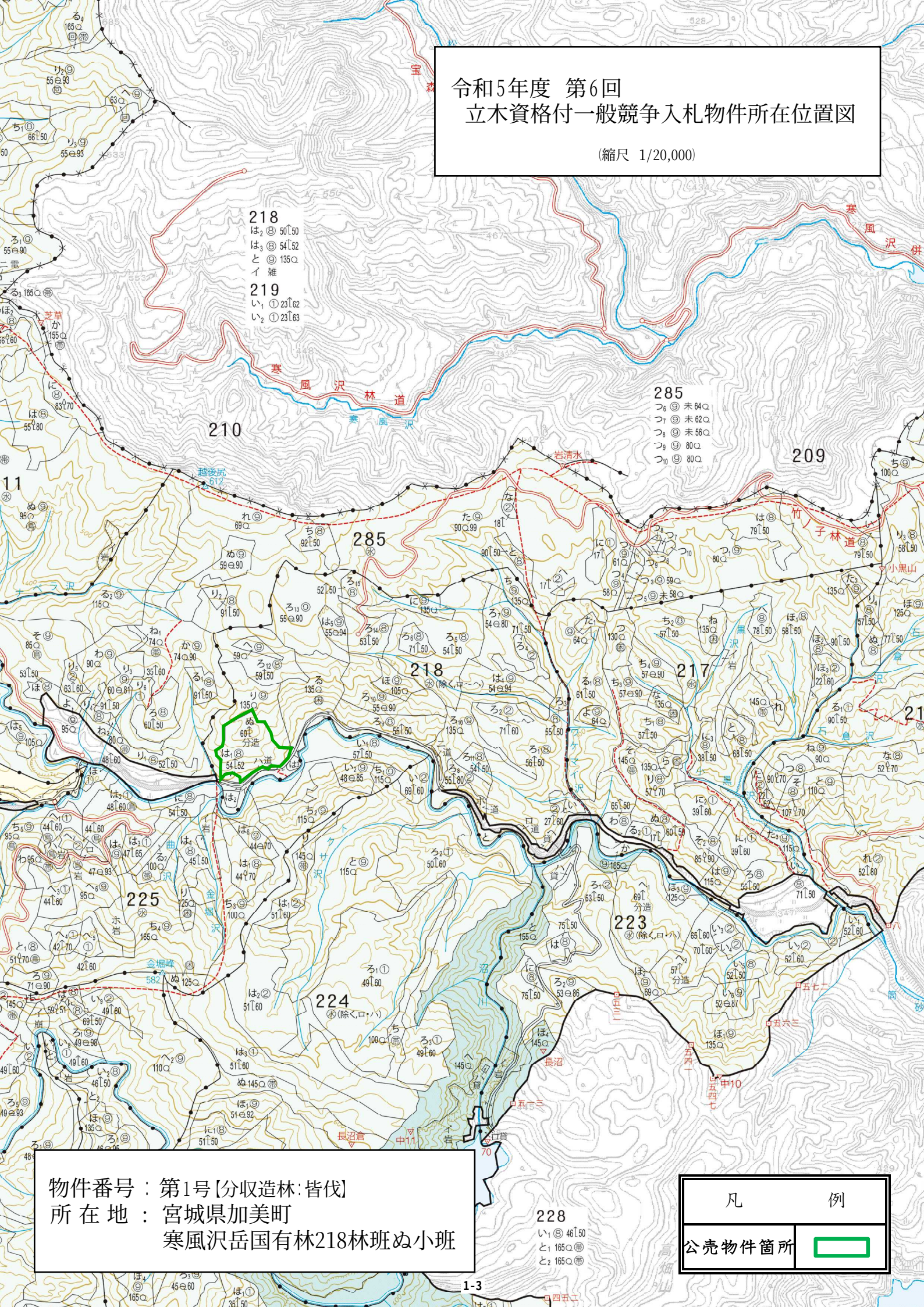

物件番号 ： 第1号【分収造林：皆伐】
所 在 地 ： 宮城県加美町
寒風沢岳国有林218林班ぬ小班

凡　例	
公売物件箇所	

令和5年度　第6回
立木資格付一般競争入札物件所在位置図

（縮尺　1/5,000）

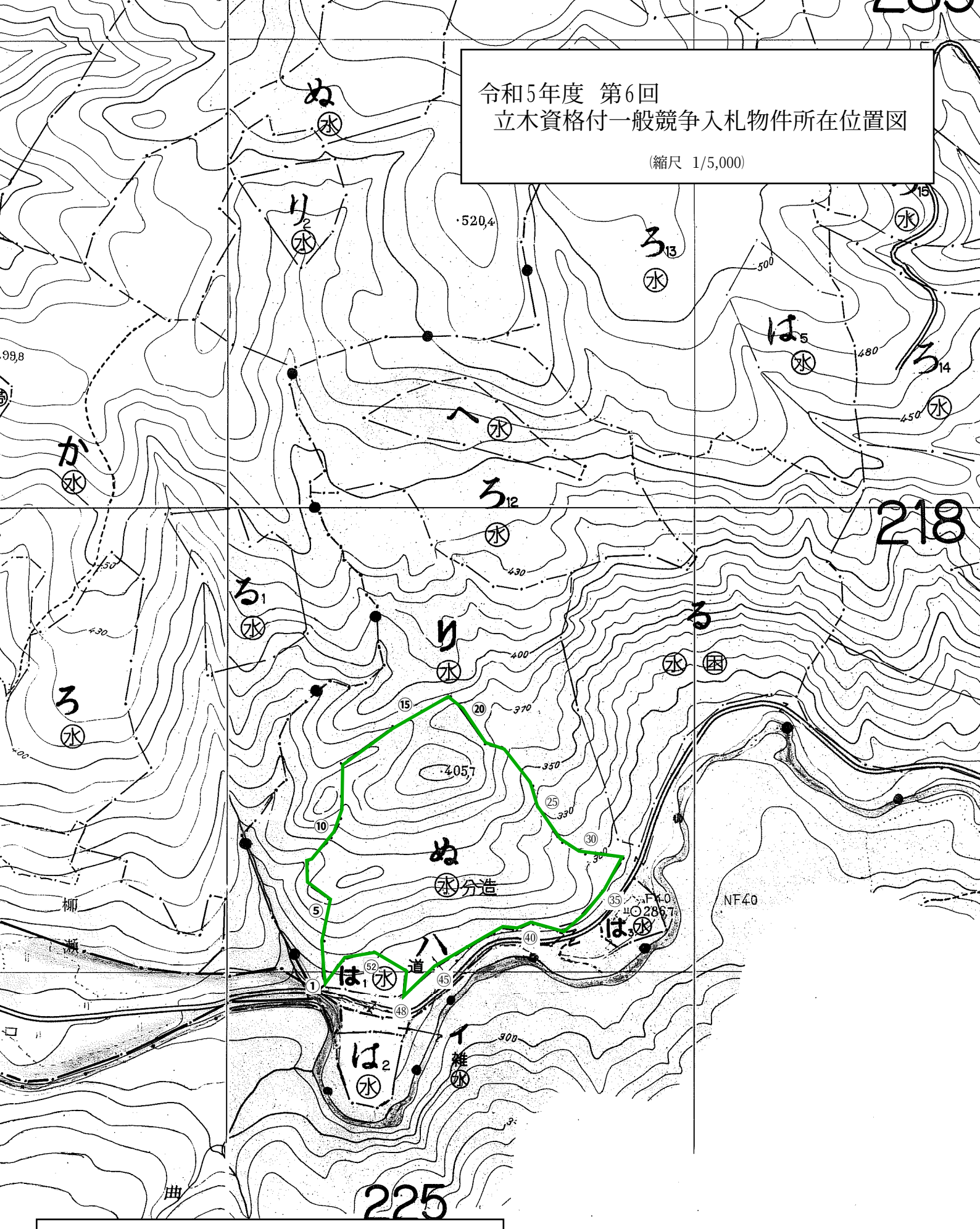

物件番号 ： 第1号【分収造林：皆伐】
所 在 地 ： 宮城県加美町
寒風沢岳国有林218林班ぬ小班

凡　　例	
公売物件箇所	

公 売 物 件 明 細 書(立 木)

物件番号	2号-1
物件所在地	加美町 湊沢岳山国有林 223林班へ1小班
調査方法	直径毎木調査法
伐採方法	皆伐
面積(ha)	13.43
林齢(年)	75
搬出期間(ヶ月)	36
契約関係	分収造林
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	−
砂防指定	−
埋蔵文化財	−
森林施業上の理由	−
車両制限	−
民有地借受	−

特約条項及び特記事項

1. 本物件は加美町との契約(分収割合 官:20% 民:80%)による分収造林地であり、官収分代金については国の発行する納入告知書により納入し、民収分代金については分収権者の金融機関の口座に直接振り込みして下さい。
なお、民収分代金についての延納は認めないので、契約締結の日から起算して20日以内に納付して下さい。

2. 本物件は皆伐林分であり、伐採区域内の立木については、原則伐採して下さい。伐採区域外縁木はベンキ等で、売払対象木はチョークで標示しており、伐採区域内縁木の根際部には山極印を押印しています。各標示を確認し、売払対象外となる立木については、伐採搬出作業等に際して損傷することのないよう注意して下さい。

3. 本物件の区域は保安林の指定であり、伐採協議完了後に作業を行ってください。また、本物件の区域以外の保安林協議が必要な林小班で作業を行う場合は、「作業仕組計画書」を当職あてに提出のうえ、必要な協議が完了した後に作業を行って下さい。
その他法令による制限がある場合は、各法令に基づく手続きを終えた後、作業を行って下さい。

4. 本物件の区域内に現在、観測施設が設置されています。年内に撤去予定のものと来年度6月上旬までに地下観測機器のみ存置へと変更をするものがあります(存置箇所は別紙のとおり)。その為、撤去作業により採搬出作業の休止をお願いする場合があります。搬出期間への支障が生じる場合は森林官へ協議をお願いします。

5. 昨今多発している集中豪雨やそれに伴う土砂災害等に配慮した作業を行ってください。

樹種径級別本数及び総材積、平均径級 (主要樹種の本数及び材積は別紙参照)

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数							計		平均	
			10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm上	本数(本)	材積(m3)	径級(cm)	樹高(m)
スギ	生立木	一般材		518	1,226	1,434	852	136	18	4,184	4017.60	34	20
スギ(外)	生立木	低質材	146	340	41	8	9	2		546	96.86	16	11
カラマツ	生立木	一般材		1	1	2	1			5	5.01	34	20
ブナ	生立木	一般材			82	17	3			102	47.23	28	17
ミズナラ	生立木	一般材			77	17				94	39.93	26	16
オニグルミ	生立木	一般材			3	1				4	1.89	28	17
サワグルミ	生立木	一般材			85	143	78	25	5	336	348.16	38	20
ニレ	生立木	一般材					1			1	1.52	46	22
ケヤキ	生立木	一般材			46	15	8		1	70	42.53	30	17
カツラ	生立木	一般材			19	2	6	2		29	22.97	34	18
ホオノキ	生立木	一般材			108	29	2			139	67.19	28	17
サクラ	生立木	一般材			17	6			1	24	14.37	30	17
キハダ	生立木	一般材			5	8	1			14	8.58	30	17
イタヤカエデ	生立木	一般材			140	40	4	1		185	90.73	28	17
トチノキ	生立木	一般材			102	36	9	1		148	80.50	30	17
シナノキ	生立木	一般材			7	1				8	3.04	26	16
センノキ	生立木	一般材			2		2			4	3.07	32	19
その他広葉樹	生立木	一般材			145	19	1		1	166	70.89	26	16
その他広葉樹(外	生立木	低質材	1,349	1,637	157	46	7	5	2	3,203	352.77	14	11
針葉樹計			146	859	1,268	1,444	862	138	18	4,735	4,119.47		
広葉樹計			1,349	1,637	995	380	122	34	10	4,527	1,195.37		
計			1,495	2,496	2,263	1,824	984	172	28	9,262	5,314.84		

（別紙）

物件番号	2号-1
国有林名	漆沢岳山　国有林
林小班	223林班へ1小班

主要樹種径級別本数及び材積

樹種	スギ一般材		カラマツ一般材										合計	
平均（径級／樹高）	34	20	34	20										
本数／材積	（本）	（m3）	（本）	（m3）									（本）	（m3）
10cm以下														
12cm	61	3.66											61	3.66
14cm	71	6.39											71	6.39
16cm	100	13.00											100	13.00
18cm	131	24.89											131	24.89
20cm	155	38.75	1	0.20									156	38.95
22cm	185	57.35											185	57.35
24cm	241	98.81											241	98.81
26cm	259	129.50											259	129.50
28cm	264	150.48	1	0.62									265	151.10
30cm	277	188.36											277	188.36
32cm	302	232.54											302	232.54
34cm	321	288.90											321	288.90
36cm	299	299.00	1	0.96									300	299.96
38cm	266	305.90	1	1.15									267	307.05
40cm	246	327.18											246	327.18
42cm	231	339.57											231	339.57
44cm	178	295.48											178	295.48
46cm	166	295.48											166	295.48
48cm	137	261.67											137	261.67
50cm	140	285.60	1	2.08									141	287.68
52cm	37	78.50											37	78.50
54cm	43	97.24											43	97.24
56cm	25	60.76											25	60.76
58cm	19	50.09											19	50.09
60cm以上	30	88.50											30	88.50
計	4,184	4,017.60	5	5.01									4,189	4,022.61

公 売 物 件 明 細 書(立 木)

物件番号	2号-2
物件所在地	加美町 湊沢岳山国有林 223林班へ2小班
調査方法	直径毎木調査法
伐採方法	皆伐
面積(ha)	6.30
林齢(年)	63
搬出期間(ヶ月)	36
契約関係	分収造林
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	−
砂防指定	−
埋蔵文化財	−
森林施業上の理由	−
車両制限	−
民有地借受	−

特約条項及び特記事項

1. 本物件は加美町との契約(分収割合 官:20% 民:80%)による分収造林地であり、官収分代金については国の発行する納入告知書により納入し、民収分代金については分収権者の金融機関の口座に直接振り込みして下さい。
なお、民収分代金についての延納は認めないので、契約締結の日から起算して20日以内に納付して下さい。

2. 本物件は皆伐林分であり、伐採区域内の立木については、原則伐採して下さい。伐採区域外縁木はベンキ等で、売払対象木はチョークで標示しており、伐採区域内縁木の根際部には山極印を押印しています。各標示を確認し、売払対象外となる立木については、伐採搬出作業等に際して損傷することのないよう注意して下さい。

3. 本物件の区域は保安林の指定であり、伐採協議完了後に作業を行ってください。また、本物件の区域以外の保安林協議が必要な林小班で作業を行う場合は、「作業仕組計画書」を当職あてに提出のうえ、必要な協議が完了した後に作業を行って下さい。
その他法令による制限がある場合は、各法令に基づく手続きを終えた後、作業を行って下さい。

4. 本物件の区域内に現在、観測施設が設置されています。年内に撤去予定でありますが、撤去作業等により伐採搬出作業の休止をお願いする場合があります。それにより搬出期間への支障が生じる場合は森林官へ協議をお願いします。

5. 昨今多発している集中豪雨やそれに伴う土砂災害等に配慮した作業を行ってください。

樹種径級別本数及び総材積、平均径級 (主要樹種の本数及び材積は別紙参照)

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm上	計 本数(本)	計 材積(m3)	平均 径級(cm)	平均 樹高(m)
スギ	生立木	一般材		67	423	539	360	62	5	1,456	1519.82	36	20
スギ(外)	生立木	低質材	66	252	75	7	3			403	74.18	16	11
カラマツ	生立木	一般材		1	8	10	3			22	19.72	32	21
ブナ	生立木	一般材			70	11		3		84	37.57	28	16
クリ	生立木	一般材			3	1				4	2.03	28	17
ミズナラ	生立木	一般材			22	3				25	8.86	24	16
ドロノキ	生立木	一般材				5	5			10	10.91	38	21
サワグルミ	生立木	一般材			29	48	26	11	3	117	128.58	38	20
ケヤキ	生立木	一般材			5	5	1			11	6.13	30	17
カツラ	生立木	一般材			7	6	2	1		16	11.59	32	18
ホオノキ	生立木	一般材			15	7				22	11.01	28	17
サクラ	生立木	一般材			16		1			17	6.26	26	16
キハダ	生立木	一般材			12	5	1			18	9.85	30	17
イタヤカエデ	生立木	一般材			88	21	3	1		113	49.70	26	16
トチノキ	生立木	一般材			57	24	8	3	2	94	59.27	32	17
シナノキ	生立木	一般材			48	10				58	23.94	26	16
センノキ	生立木	一般材				2				2	1.73	36	20
その他広葉樹	生立木	一般材			88	13				101	38.98	26	16
その他広葉樹(外	生立木	低質材	574	907	125	16	3	1		1,626	194.56	14	12
針葉樹計			66	320	506	556	366	62	5	1,881	1,613.72		
広葉樹計			574	907	585	177	50	20	5	2,318	600.97		
計			640	1,227	1,091	733	416	82	10	4,199	2,214.69		

（別紙）

物件番号	2号-2
国有林名	漆沢岳山　国有林
林小班	223林班へ2小班

主要樹種径級別本数及び材積

樹種	スギ一般材		カラマツ一般材										合計	
平均（径級／樹高）	36	20	32	21										
本数／材積	（本）	（m3）	（本）	（m3）									（本）	（m3）
10cm以下														
12cm														
14cm	2	0.16											2	0.16
16cm	10	1.20											10	1.20
18cm	20	3.60											20	3.60
20cm	35	8.08	1	0.25									36	8.33
22cm	62	17.98	1	0.36									63	18.34
24cm	87	31.32	1	0.39									88	31.71
26cm	104	45.76	1	0.44									105	46.20
28cm	89	48.06	4	2.20									93	50.26
30cm	81	52.65	1	0.70									82	53.35
32cm	118	86.14	1	0.79									119	86.93
34cm	133	113.05	3	2.76									136	115.81
36cm	98	98.00	1	0.88									99	98.88
38cm	90	103.50	3	3.55									93	107.05
40cm	100	133.00	2	2.63									102	135.63
42cm	102	149.94	2	2.77									104	152.71
44cm	77	122.43											77	122.43
46cm	74	131.72											74	131.72
48cm	66	126.06	1	2.00									67	128.06
50cm	41	83.64											41	83.64
52cm	32	72.32											32	72.32
54cm	13	30.43											13	30.43
56cm	3	7.55											3	7.55
58cm	8	21.16											8	21.16
60cm以上	11	32.07											11	32.07
計	1,456	1,519.82	22	19.72									1,478	1,539.54

令和5年度　第6回
立木資格付一般競争入札物件所在位置図

（縮尺　1/20,000）

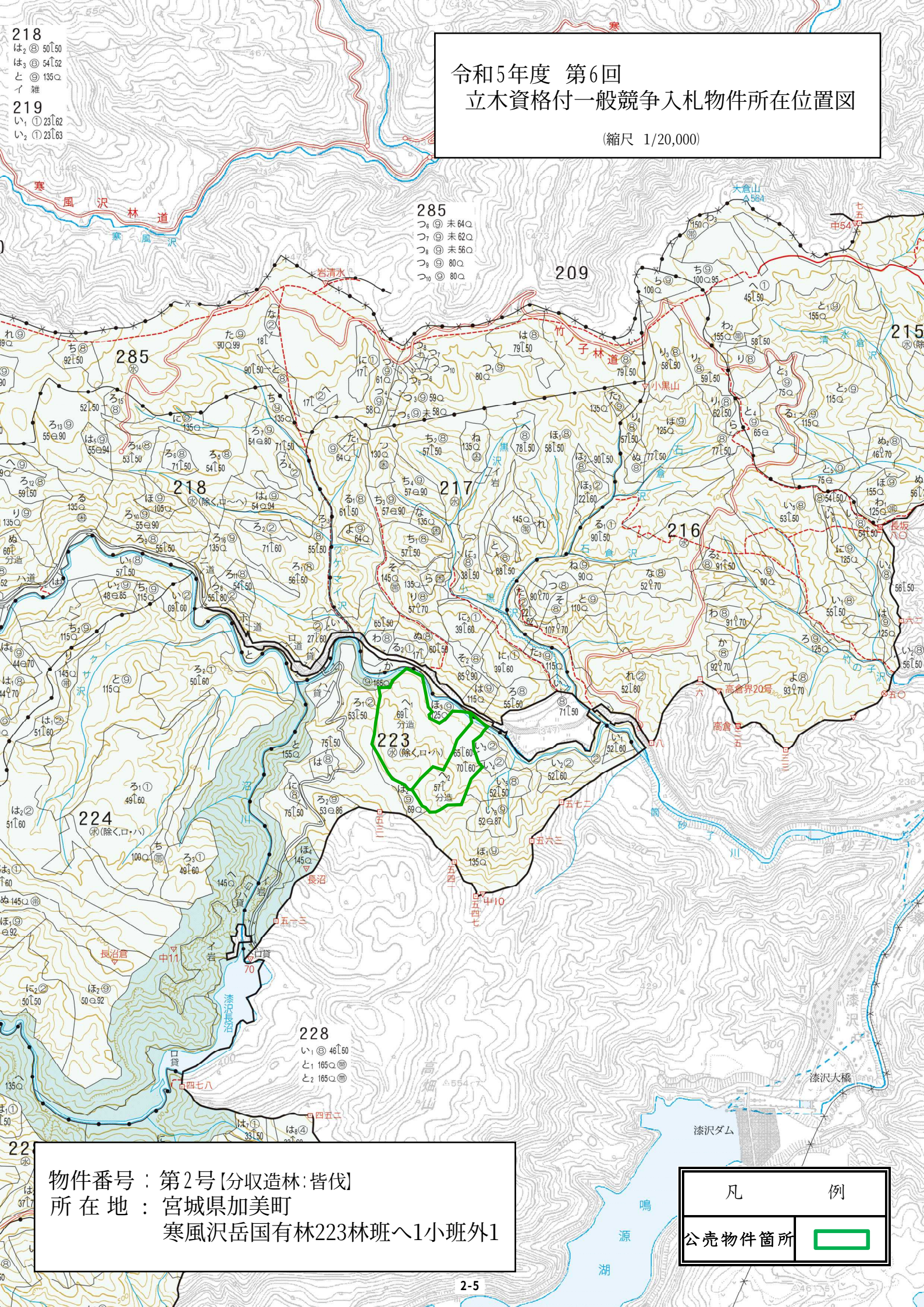

物件番号 ： 第2号【分収造林：皆伐】
所 在 地 ： 宮城県加美町
寒風沢岳国有林223林班へ1小班外1

凡　例	
公売物件箇所	

令和5年度　第6回
立木資格付一般競争入札物件所在位置図

（縮尺　1/5,000）

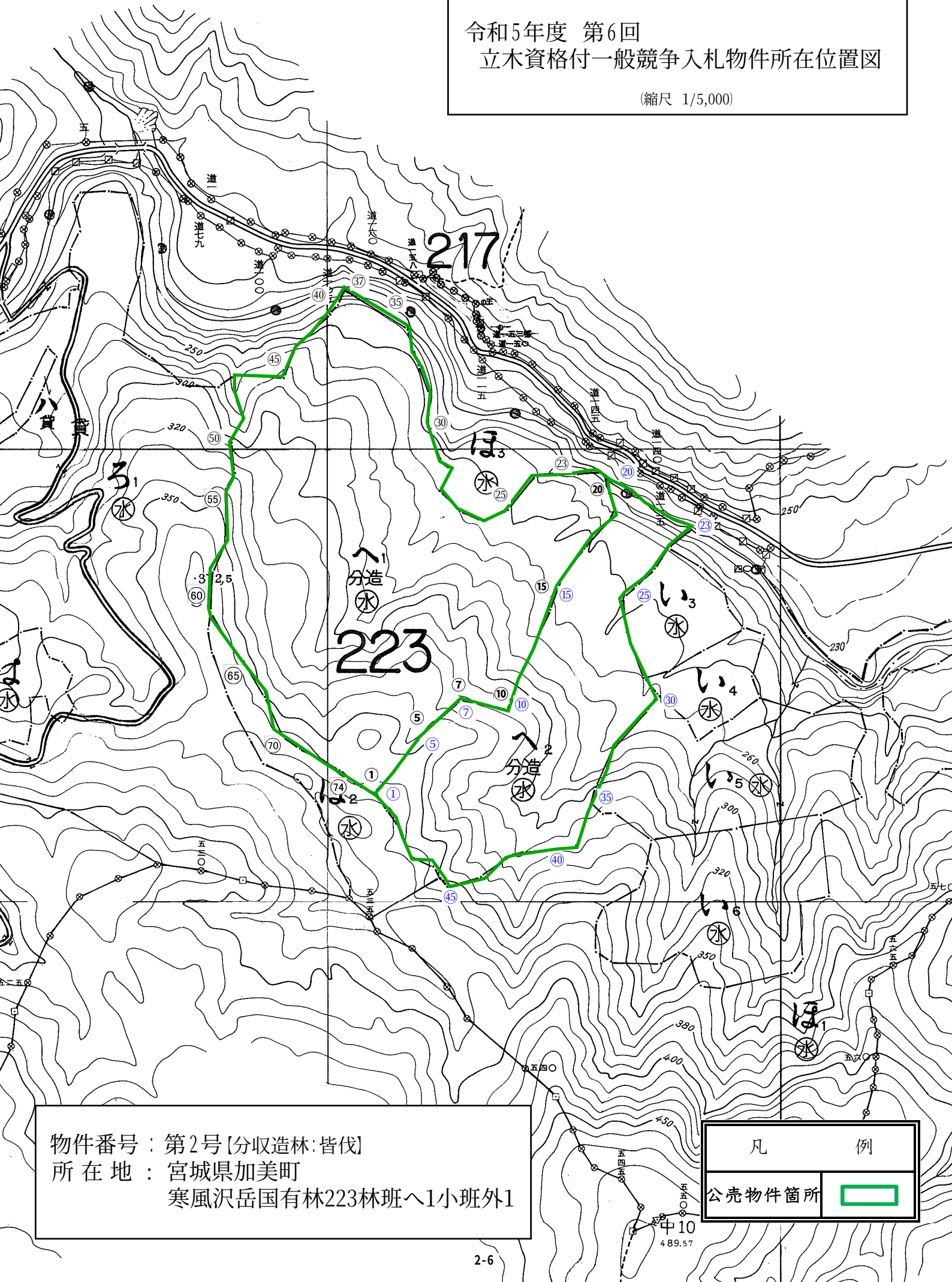

物件番号 ： 第2号【分収造林：皆伐】
所 在 地 ： 宮城県加美町
寒風沢岳国有林223林班へ1小班外1

凡　例	
公売物件箇所	

別紙：地下観測施設設置箇所

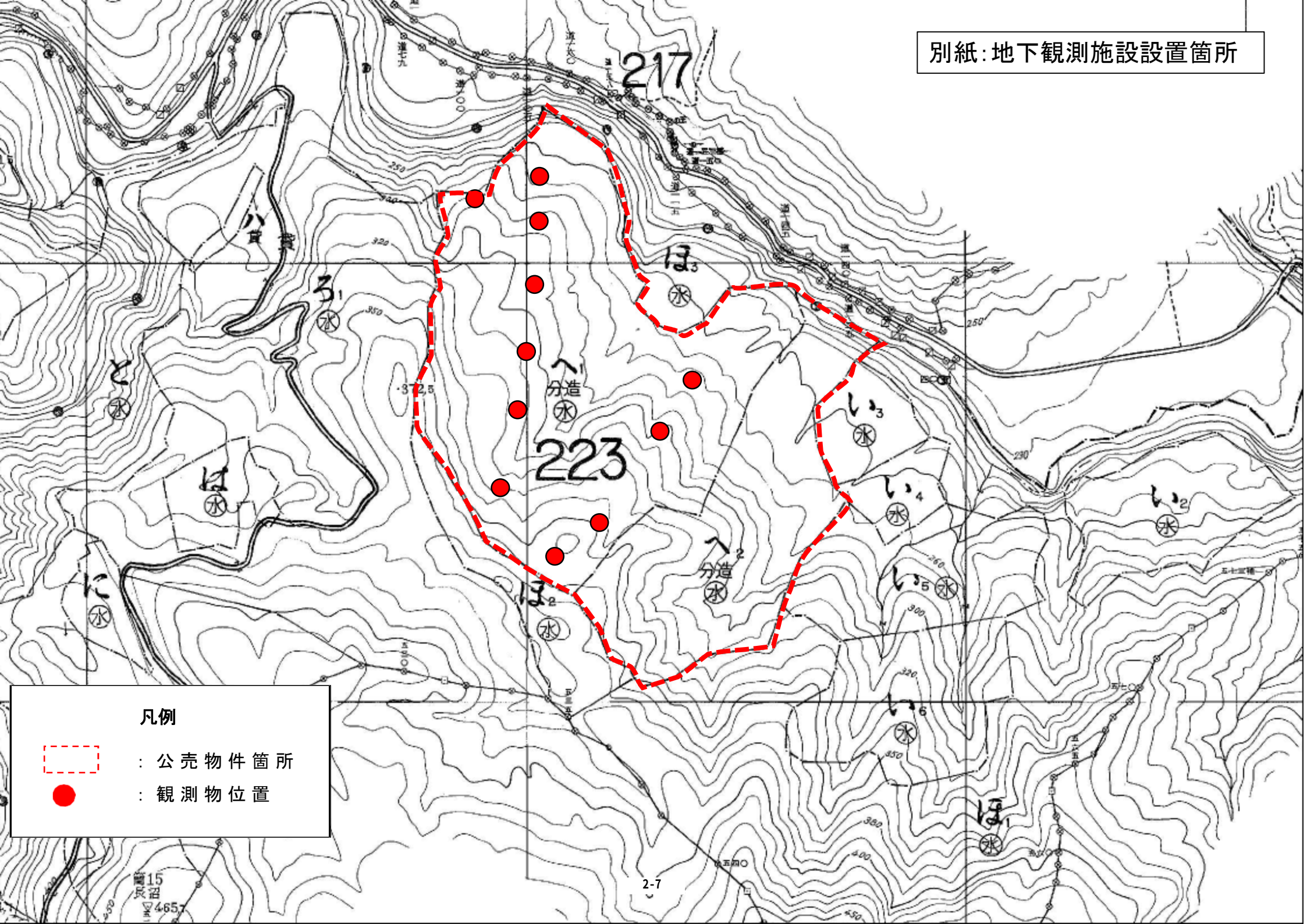

公 売 物 件 明 細 書(立 木)

物件番号	3号-1
物件所在地	気仙沼市 大峠山国有林 327林班り2小班1伐区
調査方法	直径毎木調査法
伐採方法	皆伐
面積(ha)	4.62
林齢(年)	64
搬出期間(ヶ月)	36
契約関係	分収造林
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	県立自然公園 普通地域
砂防指定	－
埋蔵文化財	－
森林施業上の理由	－
車両制限	－
民有地借受	－

特約条項及び特記事項

1. 本物件は気仙沼市との契約(分収割合 官:20% 民:80%)による分収造林地であり、官収分代金については国の発行する納入告知書により納入し、民収分代金については分収権者の金融機関の口座に直接振り込みして下さい。
なお、民収分代金についての延納は認めないので、契約締結の日から起算して20日以内に納付して下さい。

2. 本物件は皆伐林分であり、伐採区域内の立木については、原則伐採して下さい。伐採区域外縁木はペンキ等で、売払対象木はチョークで標示しており、伐採区域内縁木の根際部には山極印を押印しています。各標示を確認し、売払対象外となる立木については、伐採搬出作業等に際して損傷することのないよう注意して下さい。

3. 本物件の区域内は保安林の指定から外れておりますが、周辺林地には保安林に指定されている箇所があります。保安林協議が必要な林小班で作業を行う場合は、「作業仕組計画書」を当職あてに提出のうえ、必要な協議が完了した後に作業を行って下さい。
その他法令による制限がある場合は、各法令に基づく手続きを終えた後、作業を行って下さい。

4. 本物件の周囲に獣害対策として柵を設置しています。伐採及び搬出作業を行う際には、柵を損傷することのないように注意して作業を行ってください。
柵を損傷した場合は買受者の責により復旧となります。

5. 本物件における木材の運搬には、県道26号線(気仙沼唐桑線)を使用することになります。当該県道は、大型車通行禁止区域であり、トラック等の通行の際には警察からの許可が必要となりますので、ご承知ください。
【参考:通行許可を得る際は、車検証写し・免許証写し・通行位置図(各2部)を、気仙沼警察署に時間的余裕をもって提出し手続きをしてください。】

樹種径級別本数及び総材積、平均径級　(主要樹種の本数及び材積は別紙参照)

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数							計		平均	
			10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm上	本数(本)	材積(m3)	径級(cm)	樹高(m)
スギ	生立木	一般材		803	944	417	48	2		2,214	1,325.66	24	21
スギ(外)	生立木	低質材	120	86	2					208	15.51	10	11
アカマツ	生立木	一般材		66	469	338	54	3	1	931	665.15	30	20
アカマツNA	生立木	低質材	3	319	270	78	8			678	264.51	22	17
クリ	生立木	一般材			6					6	2.09	26	15
コナラ	生立木	一般材			13	1				14	4.22	24	15
ケヤキ	生立木	一般材			1					1	0.55	30	18
ホオノキ	生立木	一般材			3					3	0.89	24	15
サクラ	生立木	一般材			6					6	1.84	24	15
アオダモ	生立木	一般材			1					1	0.30	24	15
その他広葉樹(外)	生立木	低質材	20	262						282	24.74	14	11
針葉樹計			123	1,274	1,685	833	110	5	1	4,031	2,270.83		
広葉樹計			20	262	30	1				313	34.63		
計			143	1,536	1,715	834	110	5	1	4,344	2,305.46		

（別紙）

物件番号	3号-1　　号
国有林名	大峠山　国有林
林小班	327林班り2小班1伐区

主要樹種径級別本数及び材積

樹種	スギ一般材		アカマツ一般材										合計	
平均 （径級／樹高）	24	21	30	20										
本数／材積	（本）	（m3）	（本）	（m3）									（本）	（m3）
10cm以下														
12cm	91	6.37											91	6.37
14cm	132	15.84											132	15.84
16cm	185	33.30	2	0.30									187	33.60
18cm	184	46.00	15	3.15									199	49.15
20cm	211	69.63	49	13.23									260	82.86
22cm	191	80.22	68	21.76									259	101.98
24cm	184	93.84	77	30.80									261	124.64
26cm	203	119.77	101	46.46									304	166.23
28cm	205	143.50	105	58.80									310	202.30
30cm	161	133.63	118	79.06									279	212.69
32cm	131	128.38	95	75.05									226	203.43
34cm	100	109.00	86	75.68									186	184.68
36cm	86	108.36	67	69.01									153	177.37
38cm	56	77.28	48	54.24									104	131.52
40cm	44	66.88	42	51.66									86	118.54
42cm	19	31.73	26	34.84									45	66.57
44cm	20	37.40	17	24.48									37	61.88
46cm	7	14.07	8	12.40									15	26.47
48cm	2	4.48	3	5.01									5	9.49
50cm														
52cm	1	2.54											1	2.54
54cm			3	6.11									3	6.11
56cm														
58cm														
60cm以上	1	3.44	1	3.11									2	6.55
計	2,214	1,325.66	931	665.15									3,145	1,990.81

公 売 物 件 明 細 書(立 木)

物件番号	3号-2
物件所在地	気仙沼市 大峠山国有林 327林班り2小班2伐区
調査方法	直径毎木調査法
伐採方法	皆伐
面積(ha)	1.24
林齢(年)	64
搬出期間(ヶ月)	36
契約関係	分収造林
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	県立自然公園 普通地域
砂防指定	－
埋蔵文化財	－
森林施業上の理由	－
車両制限	－
民有地借受	－

特約条項及び特記事項

1. 本物件は気仙沼市との契約(分収割合 官:20% 民:80%)による分収造林地であり、官収分代金については国の発行する納入告知書により納入し、民収分代金については分収権者の金融機関の口座に直接振り込みして下さい。
なお、民収分代金についての延納は認めないので、契約締結の日から起算して20日以内に納付して下さい。

2. 本物件は皆伐林分であり、伐採区域内の立木については、原則伐採して下さい。伐採区域外縁木はペンキ等で、売払対象木はチョークで標示しており、伐採区域内縁木の根際部には山極印を押印しています。各標示を確認し、売払対象外となる立木については、伐採搬出作業等に際して損傷することのないよう注意して下さい。

3. 本物件の区域内は保安林の指定から外れておりますが、周辺林地には保安林に指定されている箇所があります。保安林協議が必要な林小班で作業を行う場合は、「作業仕組計画書」を当職あてに提出のうえ、必要な協議が完了した後に作業を行って下さい。
その他法令による制限がある場合は、各法令に基づく手続きを終えた後、作業を行って下さい。

4. 本物件の周囲に獣害対策として柵を設置しています。伐採及び搬出作業を行う際には、柵を損傷することのないように注意して作業を行ってください。
柵を損傷した場合は買受者の責により復旧となります。

5. 本物件における木材の運搬には、県道26号線(気仙沼唐桑線)を使用することになります。当該県道は、大型車通行禁止区域であり、トラック等の通行の際には警察からの許可が必要となりますので、ご承知ください。
【参考:通行許可を得る際は、車検証写し・免許証写し・通行位置図(各2部)を、気仙沼警察署に時間的余裕をもって提出し手続きをしてください。】

樹種径級別本数及び総材積、平均径級　(主要樹種の本数及び材積は別紙参照)

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm上	計 本数(本)	計 材積(m3)	平均 径級(cm)	平均 樹高(m)
スギ	生立木	一般材		40	37	16	1			94	50.94	24	21
スギ(外)	生立木	低質材	5	3						8	0.41	10	10
アカマツ	生立木	一般材		17	125	91	14			247	175.31	30	20
アカマツNA	生立木	低質材	1	86	72	21	2			182	70.91	22	17
クリ	生立木	一般材			1					1	0.35	26	15
その他広葉樹(外	生立木	低質材	12	26						38	2.90	12	10
針葉樹計			6	146	234	128	17			531	297.57		
広葉樹計			12	26	1					39	3.25		
計			18	172	235	128	17			570	300.82		

（別紙）

物件番号	3号-2　号
国有林名	大峠山　国有林
林小班	327林班り2小班2伐区

主要樹種径級別本数及び材積

樹種	スギ一般材		アカマツ一般材										合計	
平均（径級／樹高）	24	21	30	20										
本数／材積	（本）	（m3）	（本）	（m3）									（本）	（m3）
10cm以下														
12cm	8	0.56											8	0.56
14cm	4	0.48											4	0.48
16cm	10	1.80											10	1.80
18cm	11	2.75	4	0.84									15	3.59
20cm	7	2.31	13	3.51									20	5.82
22cm	8	3.36	18	5.76									26	9.12
24cm	3	1.53	20	8.00									23	9.53
26cm	10	5.90	27	12.42									37	18.32
28cm	11	7.70	28	15.68									39	23.38
30cm	5	4.15	32	21.44									37	25.59
32cm	6	5.88	25	19.75									31	25.63
34cm	4	4.36	23	20.24									27	24.60
36cm	3	3.78	18	18.54									21	22.32
38cm	3	4.14	13	14.69									16	18.83
40cm			12	14.76									12	14.76
42cm			7	9.38									7	9.38
44cm			5	7.20									5	7.20
46cm			2	3.10									2	3.10
48cm	1	2.24											1	2.24
50cm														
52cm														
54cm														
56cm														
58cm														
60cm以上														
計	94	50.94	247	175.31									341	226.25

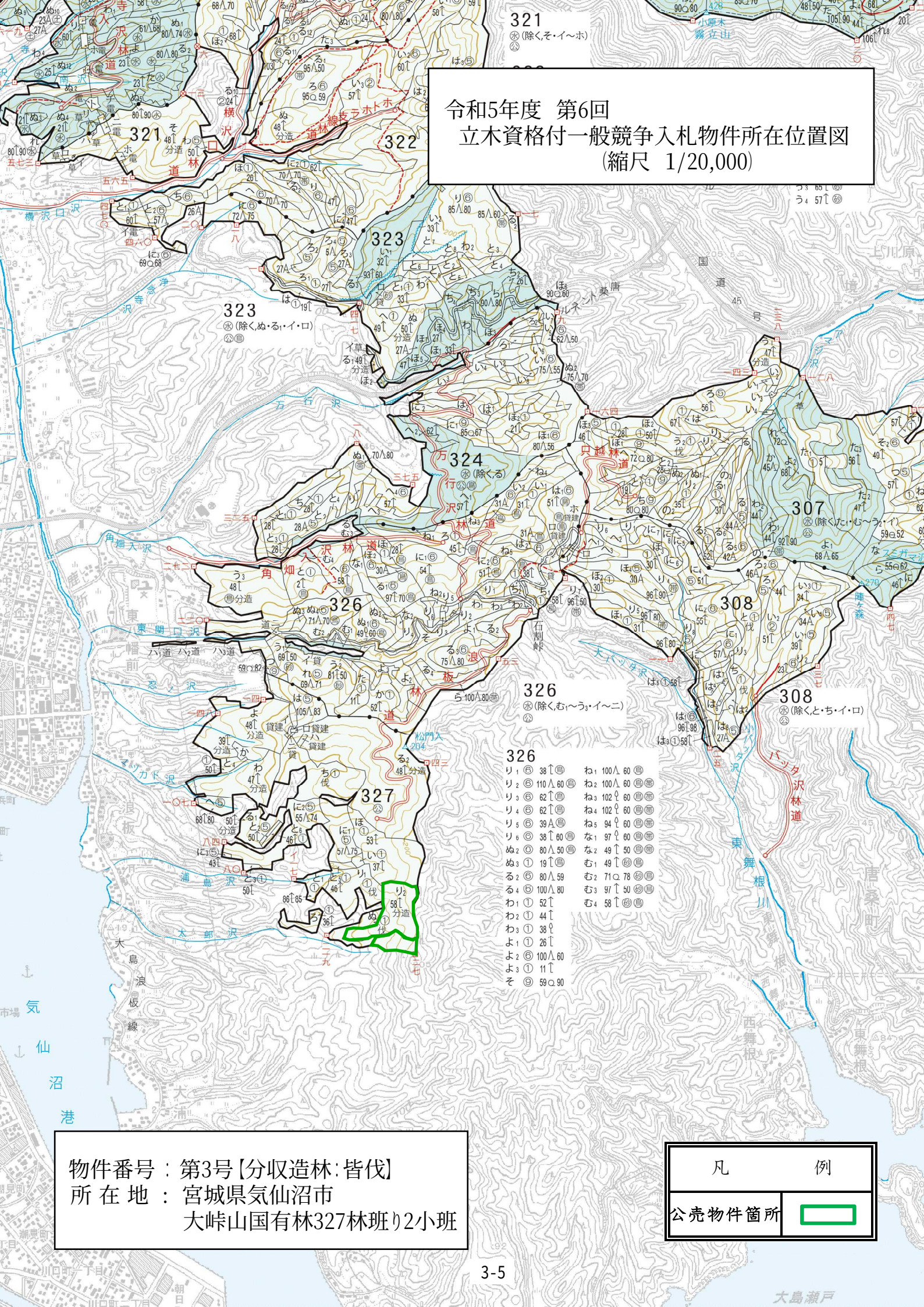
令和5年度　第6回
立木資格付一般競争入札物件所在位置図
（縮尺　1/20,000）
321
(除く,そ・イ～ホ)
322
323
(除く,ぬ・る1・イ・ロ)
324
(除く,る)
326
(除く,む1～う3・イ～ニ)
327
307
(除く,た1・む～う2・イ)
308
(除く,と・ち・イ・ロ)
326
り1 ⑥ 38↑ 鳥
り2 ⑥ 110∧60 鳥
り3 ⑥ 62↑ 鳥
り4 ⑥ 62↑ 鳥
り5 ⑥ 39A 鳥
り6 ⑥ 38↑60 鳥
ぬ2 ⑥ 80∧50 鳥
ぬ3 ① 19↑ 鳥
る2 ⑥ 80∧59
る4 ⑥ 100∧80
わ1 ① 52↑
わ2 ① 44↑
わ3 ① 38↑
よ1 ① 26↓
よ2 ⑥ 100∧60
よ3 ① 11↑
そ ⑨ 59○90
ね1 100∧60 鳥
ね2 100∧60 鳥帯
ね3 102↑60 鳥帯
ね4 102↑60 鳥帯
ね5 94↑60 鳥帯
ね6 38↑60 鳥帯
な1 97↑60 鳥帯
な2 49↑50 鳥帯
む1 49↑ 砂鳥
む2 71○78 砂鳥
む3 97↑50 砂鳥
む4 58↑ 砂鳥
物件番号 ： 第3号【分収造林：皆伐】
所 在 地 ： 宮城県気仙沼市
大峠山国有林327林班り2小班
凡　例
公売物件箇所
3-5

令和5年度　第6回
立木資格付一般競争入札物件所在位置図
（縮尺　1/5,000）

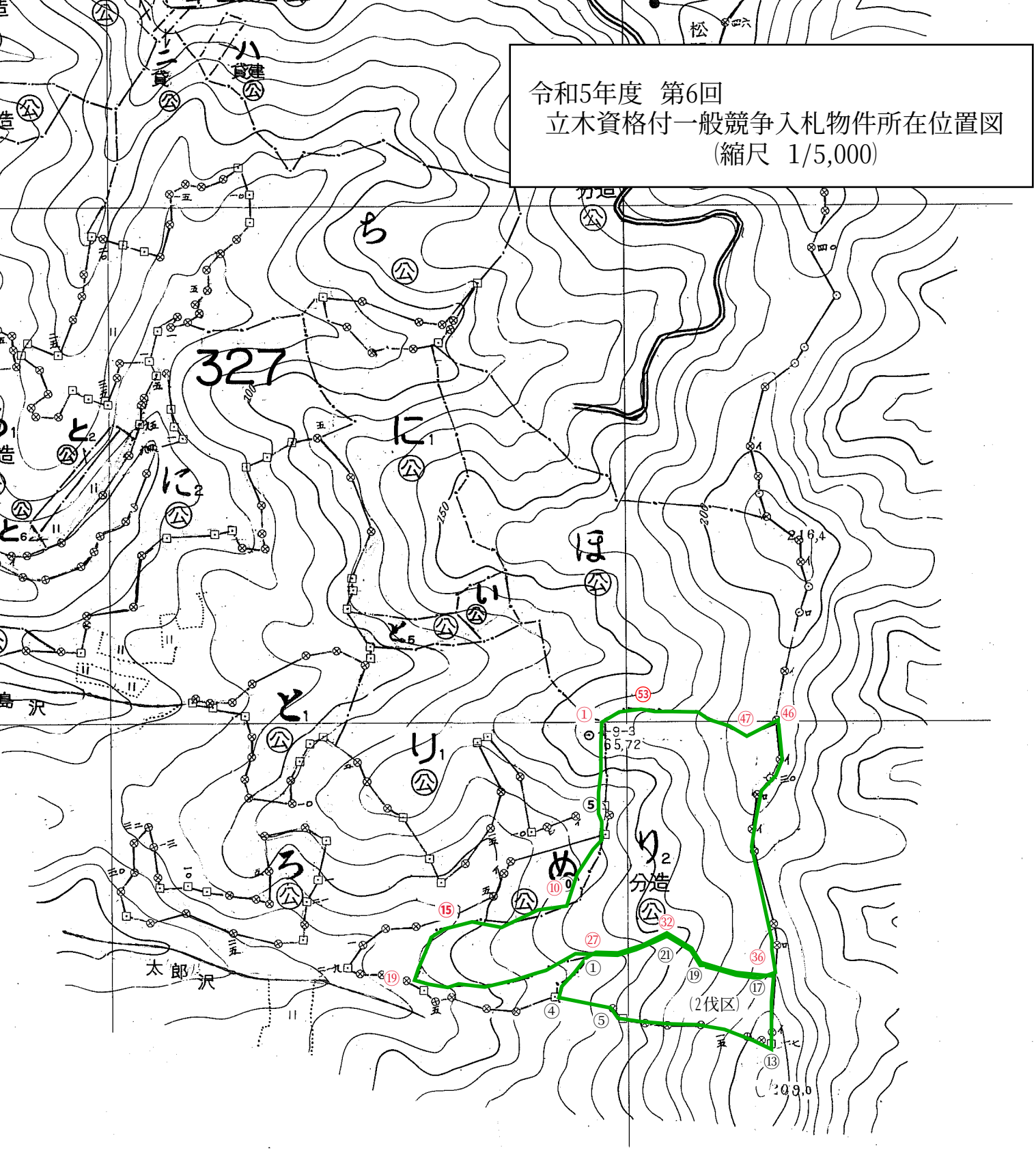

物件番号：第3号【分収造林：皆伐】
所 在 地：宮城県気仙沼市
大峠山国有林327林班り2小班

凡　例	
公売物件箇所	